

法学研究40号(二〇〇九) 拡刷

論 説

団体訴訟の新たな傾向

—ドイツ環境法典参考官草案を素材にして—

小澤久仁男

はじめに	I 参事官草案における団体訴訟
一 はじめに	二 訴訟要件
1 自然保護分野における団体訴訟制度	1 承認団体としての要件
2 施設設置分野における団体訴訟制度	2 事前手続における協働
(a) 事前手続における協働と団体訴訟の対象	(b) 事前手続における協働
(c) 団体訴訟の対象	(d) EEC指令の国内法化に伴う団体訴訟の課題
三 二種類の団体訴訟の相互関係	四 小括
二 全体としての権利保護制度と団体訴訟の位置づけ	二 捕完的権利保護制度としての情報アクセス権
一 はじめに	1 序説
2 消極的情報伝達と積極的情報伝達	2 積極的情報伝達
3 補完的権利保護制度としての公衆参加	(a) 消極的情報伝達
2 1 公衆参加制度の現状	2 積極的情報伝達
1 参事官草案における公衆参加制度	おわりに

小澤 久仁男

団体訴訟の新たな傾向 －ドイツ環境法典参事官草案を素材にして－

はじめに

(1) ドイツにおいては、環境法典編纂化作業のいわば最終段階に位置するものとして、二〇〇八年二月に、総則規定および起業案関連環境法 (Allgemeine Vorschriften und vorhabenbezogenes Umweltrecht - UGB-I)、水管理 (Wasserwirtschaft - UGB-II)、自然保護 (Naturschutz - UGB-III)、非イオン化放射線 (Nichtionisierende Strahlung - UGB-IV)、そして温室効果ガス排出権取引 (Handel mit Berechtigungen zur Emission von Treibhausgasen - UGB-VI) の五つの分野から構成される環境法典参事官草案 (Umweltgesetzbuch-Referentenentwurf; UGB-Reff; 以下、「参事官草案」という) が公表されたが、それ以降、同草案に対しても、各方面から高い関心が向けられてきた。⁽¹⁾

ところで、わが国でも既に紹介されているように、ドイツにおける環境法典編纂化作業は、すでに一九八〇年代後半から開始され、一九九〇年にはいわば叩き台ともいべき「教授草案」(Umweltgesetzbuch-Professorentwurf; UGB-ProfE)⁽²⁾ の「總論」(Allgemeiner Teil) が、そして、一九九四年には同草案の「各論」(Besonderer Teil) が、それぞれ公表されている。教授草案は、法律学者のみで構成された作業グループにより起草された」ともあり、もっぱら法理論的側面を重視した構成および内容であったが、その意味では、起草当初より、実務的および政治的な受容可能性に欠けるとの指摘がなされていた。モレド、それらの指摘もしくは批判に応えるべく、一九九八年に、独立専門家委員会草案⁽³⁾ (Entwurf der Unabhängigen Sachverständigenkommission zum Umweltgesetzbuch beim Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit; UGB-KomE; 以下、「委員会草案」という) が公表されるに至る。これらはいずれも法典化に至らなかつたものの、ドイツ環境法および環境法学における各時点における到達点を示すものであったといつても過言ではない。⁽⁴⁾

もっとも、その間、一方では環境法の法典化それ自身に対する疑問や、他方ではEU指令の国内法化の遅延と関連したドイツ国内の連邦制度改革との絡みもあり、その後の作業の進捗状況は必ずしも芳しいものとはいえなかつた。

そのような中につけて、二〇〇五年に誕生したCDU・CSU・SPDによる大連立政権がその連立協定 (Koalitionsvertrag) の柱の一つとして環境法典の編纂化作業の早期決着を明確に掲げ、そのことが今回の参事官草案の公表へと繋がることになる。⁽⁵⁾ しかしながら、参事官草案は、公表直後よりさまざまな批判に晒され、とりわけ、第一編の統合的起業案認可が州にも適用される」とに対する反発を主たる理由とするバイエルン州からの激しい抵抗もあり、環境・自然保護・原子力相のジグマール・ガブリエル (Sigmar Gabriel) は、二〇〇九年二月一日、同年末に総選挙を控える状況の中でそれらの批判等について十分な審議を尽くす時間的余裕がないことを理由に、今立法期中の法典化の断念を表明した。それゆえ、その限りにおいては、参事官草案を検討の素材とする」と自体、その意義の大半を喪失したともいいうが、他方で、欧州法および国際条約を遲滞なく国内法化するために、従来は連邦の大綱的立法権限 (Rahmengesetzgebung) とされてきたものを連邦および州の競合的立法権限 (konkurrenzierende Gesetzgebung)⁽⁶⁾ へと改める第一次連邦制度改革 (Föderalismusreform I) が水管理および自然保護・景観保全の分野ですでに実施され、それを反映した法改正が急務となっていた」ともあって、同年三月一日、連邦政府は参事官草案とほぼ同内容の自然保護・景観保全法の改正案 (Gesetzentwurf zur Neuregelung des Rechts des Naturschutzes und der Landschaftspflege)⁽⁷⁾ を提出した。⁽⁸⁾ したがつて、一方で、参事官草案の突然の挫折により、今後の編纂化作業はますます混迷の度合いを深めているともいいうが、他方で、その後の動向は、むしろ参事官草案で示された内容を前提としつつ各種立法作業が行われる方向にあり、その意味では、同草案の意義は決して失われてはいない。とりわけ、本稿との関連でいうならば、これまで自然保護の分野を中心に形成され、制度化してきた団体訴訟の制度枠組もしくは方向性をさらに前進させるような内容が参事官草案において新たに示され、それが同草案挫折後もそのまま自然保護・景観保全法の改正案として提出されていることを考慮すると、同草案の果たす役割は、決して小さくはない。⁽⁹⁾

管理や自然保護・景観保全に関する詳細な規定を含む。これらの規定が盛り込まれた背景に、連邦制度改革との関係での当該分野における早急な法制化が要請されているという事情があつたことは前述の通りである。」のうち、自然保護および景観保全に関する第二編(以下、「第三編」という)では、自然・景観への侵害(Eingriffe in Natur und Landschaft)や自然保護・景観保全に関する詳細な計画手法のほか、これまで自然保護分野を中心に発達してきた団体訴訟に関する規定も含まれているが、さらにそれ以上に注目すべきは、第一編においても、施設設置に限つては、団体訴訟の規定を置いている点である。

周知のように、ドイツにおいては、基本法(Grundgesetz - GG) 一九条四項および行政裁判所法(Verwaltungsgerichtsordnung - VwGO) 四二条二項の諸規定が、いずれも原則として主觀的権利の侵害がある場合に限つて訴訟提起を認めているにすぎないため、主觀的権利の侵害とは無関係に行政の客觀的違法性を主張することは、そのための手段が別途法定化されているのであればともかく、原則としては認められない⁽¹³⁾。この点、たとえば環境関連規定の多くは、そこでの保護法益を主觀的権利としてではなく、公共の利益に包摶されるところの客觀的権利として位置づけていることが多いため⁽¹⁴⁾、いわゆる執行の欠缺(Vollzugsdefizit)が原因となつて自然的生存基盤(natürliche Lebensgrundlagen)の破壊が生じたとしても、市民にはそれを争う法的手段が存しないことになる⁽¹⁵⁾。このような事態は、ドイツ行政訴訟制度の基本的枠組を前提とすれば、至極当然のことであるが、それゆえにこそ、そのことから生ずる自然破壊等を事前に防止するために、いわば例外的制度としての団体訴訟の導入可能性およびその具体的方策が、自然保護分野における最重要課題の一つとして論じられてきたのである⁽¹⁶⁾。

そして、このような長年の議論の成果が二〇〇一年の連邦自然保護法(Bundesnaturschutzgesetz - BNatSchG)の改正⁽¹⁷⁾であり、そこでは、主觀的権利の侵害がなくとも例外的に行政の客觀的違法性を主張できるとする公益的団体訴訟(altruistische Verbandsklage)の制度が初めて導入されるに至るが、ドイツにおいては、それにとどまらず、EU法の

影響を受けた二〇〇六年の環境・権利救済法(Umwelt-Rechtsbehelfsgesetz - UmwRfG)および二〇〇七年の環境損害法(Umweltschadensgesetz - USchadG)においても団体訴訟制度が導入されるなど、その動きは自然保護以外の分野においても着実に進行しつつある⁽¹⁸⁾。

そのような中にあって、参考官草案では、自然保護法上の団体訴訟導入に際し多くの議論が積み重ねられてきた意見表明権(Gelegenheit zur Stellungnahme)や記録閲覧権(Akteneinsichtsrecht)を内容とする協働権(Mitwirkungsrecht)につき、それが団体訴訟と密接に関連する制度であるとして引き継がれている点、さらには、それが団体訴訟の導入に固有の論点としてのみではなく、団体訴訟も含めた全体としての権利保護制度の中に明確に位置づけられている点を、さしあたりは確認しておくべきであろう⁽¹⁹⁾。すなわち、ドイツにおける団体訴訟導入の過程を自然保護法制史という観点からみると、ナチス期の制度以来今日に至るまで、自然保護分野における行政と自然保護団体との緊密な結びつき、および、自然保護という国家的任務を補完するものとしての自然保護団体の存在およびその意義を前提とし、それを協働権として位置づけることにより、自然保護行政における事前手続への自然保護団体の参加権を保障してきた行政実務の存在を確認することができるし、それが団体訴訟の訴訟要件としての協働権の存在につながるからであるが⁽²⁰⁾、他方で、その内容である意見表明権をはじめとする手続的権利は、決して団体訴訟に固有のものではなく、他の権利保護制度のあり方を考え、そのための具体的制度を構築するにあたつても重要なものと位置づけうるからである。

参考官草案においては、さらに、この協働権と団体訴訟の結びつきをより一層強調にするものとして、協働権を行った団体でなければ団体訴訟の当事者適格を認めないとする「手続的排除効」(formelle Praktikation)と、環境行政に協働的に参加した団体は後の裁判手続において協働権行使の際の自らの主張に拘束されるとする「実体的排除効」(matérielle Praktikation)といふ二つの排除効についても規定する(第一編四二条一項三号および第三編六六条一項三

号)が、これらは、これまで行政法学および環境法学において例外と位置づけられてきた団体訴訟制度を、他の権利保護制度との関係で整合的に位置づけ、理解しようとするものである点において注目すべきであると同時に、それゆえにまた、これまで自然保護行政上の団体訴訟導入に関して議論してきた協働権をはじめとする諸問題を、全体としての権利保護制度の中に位置づけようとしている点において、極めて重要である。

(3) わが国における団体訴訟の議論では、もっぱらわが国の行政訴訟制度への導入の可否それ自体にその関心が向けられていることもある。主観的権利の侵害の有無によって構成されるところの原告適格の枠組みを補充するものとして、したがつてまた、あくまでも例外的制度としての団体訴訟の導入の可否が検索されてきたし、その意味では、ドイツにおける議論の全体像を必ずしも十分に意識したものとはいえないかたったように思われる。

そこで、本稿では、参考官草案における右のような団体訴訟の位置づけ、とりわけ、そこで中心的役割を果たしている協働権に着目しつつ、参考官草案における団体訴訟制度の意義および内容を明らかにするとともに、全体としての権利保護制度におけるその位置づけを考察することによって、わが国の行政訴訟制度への団体訴訟導入の可否に関する議論につき、新たな示唆を得ることとしたい。

1 参事官草案における団体訴訟

一 はじめに

すでに述べたように、参考官草案では、第一編と第二編において、それぞれの規律対象に合わせつつ団体訴訟制度を独自に規定している。詳細は後述するが、第一編の施設設置に関連する団体訴訟は、環境・権利救済法および環境損害法に規定する団体訴訟制度を基本的にはそのまま受け継いだものであり、他方で、第三編におけるそれは、これ

まで自然保護の分野で議論され、発達してきた制度、すなわち、連邦自然保護法における団体訴訟制度をほぼそのまま受け継いでいる。

ドイツにおいては、一九七〇年代から自然保護分野への団体訴訟の導入に向けた議論が開始され⁽²⁸⁾、その成果として、二〇〇二年の連邦自然保護法において団体訴訟が初めて制度化されるが、その後、EU法の影響もあり、自然保護の分野にとどまらず、そしてまた、他の権利保護制度との関わりで団体訴訟制度を位置づけようとするとより広い視点から、議論が展開されていくこととなり、その到達点が環境・権利救済法および環境損害法における団体訴訟の制度化であつた⁽²⁹⁾。したがつて、参考官草案における右のような規定のあり方も、これまでの団体訴訟議論およびそれに基づく制度化の必然的結果であつたし、その意味では、両編において別個の規定として団体訴訟が制度化されたことにはそれなりの理由があるし、決して驚くべきことではない。しかしながら、これまで、いわば異なる契機をもつて議論されてきた両編における団体訴訟制度を、環境法典という統一的体系の中にそのまま採用したことについては、それなりの意味があると理解せざるえない。すなわち、前述のように、団体訴訟それ自体を制度として明確に位置づけるということの他に、他の権利保護・救済制度と整合的に位置づけようとする意図を窺い知ることができるからである。

そこで、以下ではまず、参考官草案における団体訴訟制度のうち、これまでの議論の中心であつた自然保護分野を規律する第三編の団体訴訟を概観し、とりわけ訴訟要件をはじめとする団体訴訟の許容性判断の基準もしくは考え方を確認したうえで、EU法の強い影響下にある第一編における団体訴訟の意義、そして両者の関係を明らかにし、最後に、双方の団体訴訟制度によつて目指そうとする権利保護制度の全体像を探ることとしたい。

二 訴訟要件

1 自然保護分野における団体訴訟制度

(a) 承認団体としての要件

(1) 団体訴訟は、いかなる団体であっても提起できるわけではなく、その提起のためには「承認団体」としての一定の資格が必要とされる。その要件については、従来、連邦自然保護法および環境・権利救済法でそれぞれ規定され、それがほぼ同内容の規定だつたこともあり⁽³⁰⁾、参事官草案では第一編四三条一項の中で統一的に規定されている。なお、第一編における承認を求める団体は連邦環境庁に申請し、第三編における承認を求める団体は連邦または州の自然保護官庁に申請しなければならないとされている(同二項)点に、両編の制度の発展経緯の差異を窺い知ることができる。

(2) 同条に基づいて承認を申請できる団体は、国内の団体にとどまらず、ドイツで活動する国外の団体も含まれる。これに対して、その活動範囲が一つの州に限られている団体については、各州法で規定されている手続に基づいて承認団体としての資格が認められることになる(同三項)が、その際、当該団体は州レヴェルの事前手続に協働しあるにすぎないことはいうまでもない。なお、連邦および州の自然保護法に基づいて承認された自然保護団体は、従来、環境・権利救済法上の「承認団体」としても扱われてきたが、この点については、参事官草案においても異なるところはない。

第一編四三条一項は、「承認団体」の要件として、①当該自然保護団体が、定款に基づいて、理念的に (ideell)⁽³¹⁾ そして単に一時的ではなく (nicht nur vorübergehend)⁽³²⁾、環境保護の促進を主たる目的としていること(一号)、②承認される時点での活動を少なくとも三年間行っていること(二号)、③適切にその任務が達成されるという保障のこと(三号)、従来の活動の態様と範囲、構成員の規模ないし団体の実施能力が考慮されること(四号)、上部団体の協働権行使を容易にする趣旨からであるといふ。

(3) 参事官草案は、以上のように、連邦自然保護法と環境・権利救済法に規定する「承認団体」としての要件をほぼ受け継いでいる。しかし他方で、連邦自然保護法あるいは環境・権利救済法の承認要件は各州の承認手続にも適用されているにもかかわらず、ある州で承認された団体が、別の州では承認されないとといった事態も生じており、その問題性が指摘されてきたが、これについて、参事官草案では何らの解決策も講じていない。

(b) 事前手続における協働

(1) 第一編で承認を受けた自然保護団体には、以下で述べるように、第三編六五条所定の各種手続において、意見表明権や記録閲覧権を内容とする協働権が付与される。

まず、同条一項は、連邦の自然保護行政のうち、①連邦政府あるいは連邦環境省による種の保全 (ArtenSchutz) 等の命令等の準備(一号)、②排他的經濟水域や大陸棚に対する海域保護 (Meeresgebiets) のための命令・禁止の免除手続(二号)、③自然や景観の侵害と結びつく連邦行政による計画確定手続(三号)、そして、④計画確定手続に代わって行われる計画認可手続(四号)における協働権を規定する。すなわち、こ⁽³³⁾では、連邦の自然保護行政のうち、自然保護・景観保全への影響力が大きいものに対し協働権が認められている。

(2) 他方で、同条二項は、各州の自然保護行政との関係で、各州で承認された自然保護団体の協働権を規定する。

それによれば、自然保護団体は、①州自然保護官庁による保護地域の指定等の命令の準備（一号）・②景観プログラム（Landschaftsprogramm）および景観大綱計画（Landschaftsrahmenplan）・あるいは、景観計画（Landschaftsplan）の策定手続（二号）・③第三編三六条一項に規定する保護地域（Schutzgebiet）の計画準備（三号）・④野生から採取した動植物を自然に戻す（Wiederauslelung von Tieren und Pflanzen verdrängter wild lebender Arten in der freien Natur）ためのプログラムの準備（四号）・⑤自然保護地域（Naturschutzgebiet）・国立公園（Nationalpark）・生物保護区域（Biosphärenreservat）・そして生態系保護指令（Fauna-Flora-Habitat-Richtlinie, いわゆるFFH指令）および歐州鳥類保護指令（Vogelschutz-Richtlinie）を国内法化した同二二一条二項に基づく保護地域の免除（五号）・⑥大規模な環境影響を与える、公衆参加が予定される計画認可手続（六号）・⑦州自然保護官庁によって行われる計画確定手続（七号）・⑧計画確定手続に代わって行われる、公衆参加を予定する場合の計画認可および地区詳細計画策定（八号）などの手続についての協働権を有する。

以上から明らかかなよう、連邦自然保護法と比べると、承認団体の協働権の範囲もしくは対象は拡大されており、とりわけ、必ずしも自然保護行政固有のものとはいえない地区詳細計画（Bebauungsplan）の策定手続にまで協働権の対象を拡大していることは注目すべきである。⁽⁴¹⁾ なお、ここで掲げられているのは最低限の基準であり、州は、各州の自然保護法において協働権の対象となる行政活動の範囲を拡大することができるが、しかし他方で、自然および景観への影響がないと判断される場合、もしくは、その影響が極めて少ないと判断される場合には、各州の判断で協働権の行使の機会を与えなくともよいとされている（同条四項）。これらは、自然保護法制史の中で、長きに渡つて自然保護行政を支えてきた州の判断を尊重するとともに、各州の実情に合わせた自然保護行政の展開を可能ならしめる規定であるといえる。

(c) 団体訴訟の対象

- (1) 連邦および州の団体訴訟を規定する第三編六六条は、協働権を行使した団体に対して、その主觀的権利の侵害如何に関わらず団体訴訟の提起を認めている。もつとも、それは、協働権行使の対象となる行政活動の全てについて認められているわけではない。すなわち、同条によれば、団体訴訟の対象となるのは、連邦の自然保護行政については、①海域保護のための命令・禁止の免除、②自然や景観の侵害と結びつく連邦行政庁による計画確定手続、③公衆参加が予定されている計画認可決定、また、州の自然保護行政については、①保護地域の免除、②大規模な環境影響を与える、公衆参加が予定される計画認可手続、③州自然保護官庁によつて行われる計画確定手続、④計画確定手続に代わって行われる、公衆参加を予定する場合の計画認可および地区詳細計画に限られる。団体訴訟の提起をこれらの手続に限定しているのは、これらがいわば自然保護行政のうち根幹たる性格を有するためである。⁽⁴²⁾ なお、州は、各々の自然保護法においてこれらの団体訴訟の適用領域を拡大することができるとしている（同条三項）。
- (2) 以上のように、参考官草案第三編における団体訴訟制度は、従来までの連邦自然保護法の規定内容を維持したるものであるが、それに對して、以下で扱う第一編における団体訴訟は、その訴訟要件に関して大きな差異がある。そして、両者が同一の草案の中に統一的に規定されたことが、参考官草案における団体訴訟制度を特徴的なものとしており、今後のわが国における団体訴訟論議においても注意が必要であると思われる。

2 施設設置分野における団体訴訟制度

- 第一編の団体訴訟制度は、前述のように、環境・権利救済法の規定を大幅に受け継いでいるが、以下では、右に述べた第三編の団体訴訟制度の場合と同様に、第一編で規定する事前手続における協働および団体訴訟につき概観し、当該規定の問題点を明らかにしたい。なお、団体の承認要件については、前節で扱つた第三編の承認要件が第一編の

団体訴訟にも適用されるため、ここでは扱わないことにする。

(ii) 事前手続における協働と団体訴訟の対象

(1) 第一編に規定する協働は、右に述べた第三編で規定する協働と同様、意見表明権と記録閲覧権を内容とするこ^{すなわち}とでは差異がないが、参加の対象となる手続には大きな違いがある。

第一編四一条で規定されている承認団体の協働は、①連邦法または州法に基づき環境親和性審査義務(UVP-Pflicht)のある起業案の決定手続(一号)・②公衆参加を必要とする統合的起業案(Integrierte Vorhabensgenehmigung)の認可手続(二-a号)・③同一二二条三項に基づく施設および河川利用についての事後の命令の制定手続(二-b号)・そして、④第一編第四章に規定する環境損害の防止および回復(Sanierung)のための決定手続(三号)がその対象とされている。このうち、環境親和性審査義務のある起業案としては、計画確定裁決によつて決定される道路や鉄道等のインフラ整備計画(Infrastrukturvorhaben)・および、これらの許可の根拠となる地区詳細計画が想定されている。また、統合的起業案認可手続としては、廃棄物処理施設、連邦インミッション防止法(七条)に基づく設置認可や事後的な命令、そして、これらの施設認可に関する水管理法上の許可に対する事後的な命令などがある。⁽⁴⁴⁾ 第三編と第一編との間で、このような対象手続の差異が生じたのは、両編の団体訴訟の対象が異なるためである。

(2) ところで、右に掲げた事前手続において協働した承認団体は、自己の権利侵害を主張することなく、団体訴訟を提起することができる。このように協働権の行使と団体訴訟の提起を結びつけている点は、第三編の団体訴訟と異なるところはない。しかしながら、権利救済資格および本案審理要件については、「個人の権利を根拠づける」(Rechte einzelner begründen)規範が侵害された場合に限定されている。したがつて、たとえば、連邦および州の自然保護法上の各規定、あるいは事業者に対して環境影響への事前配慮を求める連邦インミッション防止法五条一項二号の規定に對応として制定されたからである。

違反した場合などは、それによる損害が主觀的権利の侵害によるものではなく、自然保護等の環境利益への配慮を怠つたことによつて生じた客觀的権利の侵害であるという理由から、第一編の団体訴訟を提起することができないとされている。⁽⁴⁵⁾ これは、後に詳述するように、第三編の場合とは異なり、第一編に規定する団体訴訟がEU法の国内法的訴訟の提起を認めているが、右に述べた団体訴訟が主として取消訴訟のような性格を有するのに對して、ここでの団体訴訟はいわば義務付け的な性格を有している点に特徴がある。

他方で、第一編四〇条一項三号では、環境損害法一一条二項で規定されている環境・権利救済資格も含まれており、そこでは生物種や生息地、あるいは、水城・土壤の損害の未然防止および浄化にかかる行政措置に對しての団体訴訟の提起を認めているが、右に述べた団体訴訟が主として取消訴訟のような性格を有するのに對して、ここでの団体訴訟はいわば義務付け的な性格を有している点に特徴がある。

(3) 第一編では、さらに、右に述べたような处分の取消しを求める団体訴訟と並んで、協働権の侵害をはじめとする参加手続の瑕疵に関する手続法上の団体訴訟(Verfahrenstechnische Verbandsklage)についても規定しているが、これは環境・権利救済法四条一項を受け継いだものである。同法がEU法に對応すべく窮余の策として制定されたことを考慮すると、手続的権利侵害に対する立法上の救済措置を明確にした意義は軽視されはならない。

第一編では、さらに、右に述べたような处分の取消しを求める団体訴訟と並んで、協働権の侵害をはじめとする参加手続の瑕疵に関する手續法上の団体訴訟(Verfahrenstechnische Verbandsklage)についても規定しているが、これは環境・権利救済法四条一項を受け継いだものである。同法がEU法に對応すべく窮余の策として制定されたことを考慮すると、手続的権利侵害に対する立法上の救済措置を明確にした意義は軽視されはならない。⁽⁴⁶⁾ これは、一般行政手続法四六条との關係を考慮して、手続的瑕疵の程度が軽微であるかどうか、または、実体的判断に影響を及ぼさないかどうかという視点から規定されている。また、地区詳細計画策定のように、手続違反に対する特別規定が存在する場合、同条は適用されない。⁽⁴⁷⁾ (同四四条二項)。

(4) 以上みてきたように、第一編の団体訴訟制度は、基本的には現行の環境・権利救済法および環境損害法の規定を受け継いだものとなっている。しかし、そのこと故に、ドイツの学界で議論されてきた環境・権利救済法の歐州法への適合性の問題や自然保護法上の団体訴訟との関係については、未だ決着がみられていないことをも意味する。そこで、以下では、現行法をめぐる問題状況を基礎としつつ、参考官草案第一編に規定する団体訴訟の問題点を明らかにしたい。

(b) EC指令の国内法化に伴う団体訴訟の課題

(1) 環境・権利救済法は、環境親和性審査指令⁽⁵⁰⁾（以下「UVP指令」という）、環境汚染の統合的予防・低減に関する指令⁽⁵¹⁾（以下「IVU指令」という）および公衆参加指令⁽⁵²⁾などの近年のEC指令に基づき制定されたものである。EC指令を国内法化する場合、EC条約二四九条三段によれば、国内法の目標設定についてはEC指令に規定する目標が直接的な拘束力を有するとされているが、他方で、各国の立法機関には、国内法化の形式および手段の選択について裁量権が付与されている。環境・権利救済法も、まさにこのような枠組みの中で制定されたものであるが、とりわけ、①本法に基づく権利救済資格および本案審理要件を、個人の権利を根拠づける規範の侵害さえあればよいとしている点、および、②手続法上の団体訴訟の提起を制限している点について、欧州法への適合性如何が問題とされている。⁽⁵³⁾

(2) ところで、環境・権利救済法制定の直接的な根拠となつたUVP指令一〇a条一項とIVU指令一五a条一項は、団体訴訟提起のための要件につき、公衆の「十分な利益」(ausreichendes Interesse)の侵害とするか、それとも「権利侵害」(Rechtsverletzung)がなされた場合とするかの決定を加盟国に委ねているが、他方で、UVP指令一〇a条二項三号およびIVU指令一五a条二項三号では、各加盟国の承認団体全てに出訴資格を認めている。すなわち、

EC指令のこれらの規定によれば、団体の出訴資格については、その「十分な利益」が侵害された場合とするのか、それとも「権利侵害」があつた場合とするのかについて、各國に裁量権を付与してはいるものの、団体それ自体の権利もしくは利益の侵害さえあれば出訴資格が認められることとなる。それに対して、環境・権利救済法では、個人の権利を根拠づける規範の侵害をもつて団体の出訴資格としているため、個人の権利を根拠づける規範の侵害がない場合には、団体としての出訴資格は認められないことになるが、他方で、当該規範の侵害さえあれば、団体および当該団体構成員の権利が侵害されていない場合であつても、当該団体に出訴資格が認められる事にもなる。

そうすると、団体それ自体の権利もしくは利益が侵害されても、それが個人の権利を根拠づける規範の侵害に該当しない場合には当該団体には出訴資格は認められることになりかねないため、承認団体であれば当該団体の出訴資格を無条件に認めているEC指令とは一致しない。

(3) さらに、他方では、当該規範の侵害があれば、権利利益を侵害された個人は自ら取消訴訟を提起しうるが、環境・権利救済法によれば、この場合には承認団体も出訴しうるという内容になつてゐるため、当該団体は、自らの権利利益を何ら侵害されていない場合であつても、いわば一般市民の代理人的立場で出訴資格を認められることになるが、この際の団体訴訟の性格は、いわゆる客觀訴訟としてのそれではなく、実質的には主觀訴訟、もしくは主觀訴訟と客觀訴訟の中間的性格を有するものとして位置づけられることになる。しかし、このような制度構築は、承認団体でさえあれば当該団体に「十分な利益」があるとみなしそれ、客觀訴訟としての団体訴訟の出訴資格を認めようとしているEC指令の趣旨を反映していないのではないかという疑問が提起されている。⁽⁵⁴⁾

また、手続法上の団体訴訟を限定している点については、UVP指令一〇a条およびIVU指令一五a条が、実体的審査のみではなく、手続的瑕疵に対する司法審査についても各加盟国で保障するよう求めているにもかかわらず、環境・権利救済法では、手続法上の団体訴訟の提起を制限しているため、たとえば、環境親和性審査の内容が不十分

であつても手続法上の団体訴訟の提起が認められない可能性があることなどから、右の各EC指令の趣旨を十分に國內法化していないのではないかという疑念が示されている。

さて、右にみてきたとおり、環境・権利救済法に対しても、国内法化の基礎となつたEC指令との関わりでさまざまな疑念が生じているが、参事官草案でも、これらの疑念を払拭しきれていない。とりわけ、権利救済資格と本案審理要件を個人の権利を根拠づける規範の侵害があつた場合としている点については、前述のEC指令との適合性のみならず、主觀的権利の侵害如何に問わらず団体訴訟の提起を認めている連邦自然保護法および参事官草案第三編とも異なるため、今後、これらの諸問題につきどのように調整・統合していくのか、深刻な問題を突きつけられている。

そこで、以下では、右のような問題の存在を意識しつつ、参事官草案に規定する第一編と第三編の各自の団体訴訟の関係をみていくことにしたい。

三 二種類の団体訴訟の相互関係

(1) 参事官草案では、右にみてきたように、第一編および第二編の双方で団体訴訟制度が規定されているが、第一編における団体訴訟がその権利救済資格と本案審理要件につき、個人の権利を根拠づける規範の侵害があつた場合といふ規定の仕方をしていることもある。右にみたEC指令との整合性はともかく、同じく団体訴訟という制度ではあつても両者は異なるものであるというのが一般的理解である。そのため、承認団体が団体訴訟を提起しようとする場合に、いずれの団体訴訟を提起すべきなのか、あるいは、制度的にいずれの団体訴訟制度を優先させるべきなのかという問題が、第一編の基礎となつてゐる環境・権利救済法の制定当時から論じられてきた。⁽⁵⁵⁾

(2) この点、二〇〇五年の環境・権利救済法の草案では、双方の団体訴訟の関係につき一箇条を設け、同法における団体訴訟の要件を充たしている場合には自然保護法上の団体訴訟を提起できないという、いわゆる「補完性条項」

(Subsidiaritätsklausel) を定めていた。⁽⁵⁶⁾しかし、この条項は後の草案で削除され、成立した環境・権利救済法も、両者の関係については何ら規定していない。もつとも、同法の立法理由書が連邦自然保護法六一条は環境・権利救済法の特別法であるという説明を加えていることもあって、自然保護法上の団体訴訟の優越的地位を承認する見解が、学説上は支配的であるといふ。また、判例上も、たとえばブレーメン行政裁判所二〇〇七年一月二九日判決は、環境・権利救済法は多くの環境利害を対象としているのに対し、連邦自然保護法上の団体訴訟は、自然保護法上の利害にのみ限定されることから、自然保護法が適用されない場合に限り環境・権利救済法を適用すべきであるとして、自然保護法上の団体訴訟制度の優越的地位を承認している。⁽⁵⁷⁾

しかしながら、他方で、自然保護法上の団体訴訟の優越的地位を認めるこれらの見解に対しては、環境・権利救済法も連邦自然保護法も、双方の団体訴訟の関係については何も規定しておらず、右のような理由づけのみによって自然保護法上の団体訴訟の優越的地位を承認することには無理があるという指摘もある。⁽⁵⁸⁾また、どちらの団体訴訟が優越するのかという議論から離れ、「個人の権利を根拠づける規範の侵害」を要件としていない分だけ自然保護法上の団体訴訟の方が適用範囲が広いという点に着目し、主位的に連邦自然保護法六一条一項を、そして予備的に環境・権利救済法二条一項を提起すべきという有力な主張も存在する。⁽⁵⁹⁾

(3) さて、右にみてきた各々の団体訴訟制度の差異は、団体訴訟制度それ自体をどのように構築するかということのみではなく、それを全体としての権利保護制度の中にどのように位置づけるかという問題とも密接に関わる。したがつて、右の優先関係に関する議論も、そのようなコンテクストの中で理解されねばならない。しかも、参事官草案が頓挫した現在でも、自然保護法および環境・権利救済法上の異なる内容の団体訴訟制度がなおも併存しているため、今後、学説および判例がこの問題についてどのような方向で議論を発展させていくのか、わが国の団体訴訟制度のあり方如何を考えるにあたつても引き続き注目していきたい。

四 小括

(1) 団体訴訟の導入が必要とされた背景として、とりわけ環境法の領域では、利害関係のある者を除いては、環境保護・自然保護に関する利害を裁判の場で主張する機会さえも存在せず、環境破壊等を食い止めることができないという事情があつたが、自然保護団体に団体としての出訴資格を認めることで、環境破壊につながる行政の執行活動を予防的に統制しうることはもちろん、個々人による訴訟遂行の負担を軽減もしくは回避することにも資することになるし、これまでの団体訴訟をめぐる議論においても、その点は明確に意識されていた。⁽⁶⁾ とりわけ、これまでの議論においては、団体訴訟を全体としての行政訴訟制度もしくは権利保護制度の例外としてではなく、その体系の中に整合的に位置づけようとする試みが絶えず模索されてきたが、今回の参事会草案が、第一編と第三編で多少の差異はあるものの、とりわけ、協働権の行使と団体訴訟の出訴資格との結びつきを強調している点などは、まさしく、これまでの議論を繼承し、その到達点を示すものとして興味深い。

(2) ところで、環境・権利救済法および参事官草案第一編の団体訴訟については、前述のように、「個人の権利を根拠づける規範」が侵害された場合にのみ出訴資格を認めていることもある。その限りにおいては、連邦自然保護法および参事官草案第二編に規定する団体訴訟よりも救済される権利利益の範囲が狭いのではないかとの指摘がなされた。⁽⁷⁾

確かに、右にみてきたように、規定の文言を比較する限りにおいては、それらの指摘は当を得ているといふるし、さらには、同じく団体訴訟で異なる内容をもつて制度化されていることによる問題点も顕在化しており、それらをいかに克服するかという大きな課題も突きつけられている。しかしながら、参事官草案における団体訴訟制度は、それ自体としてのみ存在意義を有するわけではなく、それ以外の権利保護制度、すなわち情報アクセス権および公衆参加制度とともに、全体としての権利保護もしくは救済制度の中に位置づけられて初めて、その意義が明らかにされた。

となるよう位置づけられており、右にみてきたような各々の団体訴訟の制度上の差異も、そのような観点から理解されねばならない。そして、その点にこそ参事官草案が構想する団体訴訟制度の特徴があるし、また、わが国の議論に際して最も参考とすべき点でもあるように思われる。

そこで、以下では、参事官草案における情報アクセス権および公衆参加制度を概観し、それらと団体訴訟制度との関係を考察することによって、全体としての権利保護制度における団体訴訟の位置づけを探つてみたい。

II 全体としての権利保護制度と団体訴訟の位置づけ

一はじめに

参事官草案第一編では、団体訴訟制度と並んで、情報アクセス権および公衆参加制度を規定し、それらがいずれも承認団体にも適用される旨を明らかにしている。⁽⁸⁾ 後述のように、これらは第三編に規定する承認団体の協働権との内容および意義において異なるところはないが、他方で、第一編では承認団体の協働権の詳細について何らの規定も置いていないことを併せ考へると、本編で規定する情報アクセス権および公衆参加制度は、第三編における協働権と実質的には同一の内容および機能を有するものとして位置づけられないと考えてよい。すなわち、ここには、承認団体が、団体訴訟の提起のみならず、これらの権利をも同時に駆使することによって行政を手続的にも統制し、いわゆる執行の欠缺ともいうべき状況の改善をはじめとして、環境保全の実を挙げていこうとする参事官草案の意図を看取することができる。

具体的には、後に詳述するように、承認団体に情報アクセス権を保障することによつて、あらゆる環境情報の公開を求めることが可能となり、それによつて得られた情報を基礎としつつ承認団体は事前手続において意見表明を行い、さらには、その情報を団体訴訟提起の際の資料として役立てることができるであろうし、他方で、公衆参加の制度化

は、事前手続における意見表明権や記録閲覧権を広く承認するだけではなく、この制度に基づき実際に参加した承認団体に対してのみ団体訴訟の当事者適格を付与するものとして規定されているため、情報アクセス権も公衆参加制度も、その実質は、第三編で規定される承認団体の協働権と異なるところはないと考えられるからである。

そこで、以下では、右のような認識を前提としつつ、ここで規定されている情報アクセス権と公衆参加制度の具体的な内容を紹介し、本編において同時に規定されている団体訴訟との関係、および、第三編で規定する協働権との異同を分析することによって、全体としての権利保護制度における各々の位置づけもしくは機能を探つてみたい。

二 補完的権利保護制度としての情報アクセス権

1 序説

現在、ドイツにおいては、連邦および州において約三〇あまりの情報公開法およびその関連法が制定され、公衆に対する情報アクセス権を保障することによって、行政決定および権利保護の適正化を図ろうとしている。⁽⁶⁴⁾とりわけ、その中心に位置づけられるのが、二〇〇六年一月一日に施行された情報自由法 (Informationfreiheitsgesetz - IfG) であり、同法に基づき各州において情報自由法制定の動きがみられるなど、行政法制全般にわたって情報アクセス権を保障していくこうとする動きが顕著であるが、その嚆矢となつたのが、環境情報へのアクセスを一般的な形で保障した環境情報法 (Umweltinformationsgesetz - UIG) であった。このような、環境法分野における情報の重要性に対する意識を前提とするとき、情報アクセス権の制度化は、それ自体の保障にとどまらず、環境関連の他の制度との関わりにおいても重要な意義を有することになる。とりわけ、本稿の直接の関心事である団体訴訟との関連では、情報アクセス権が団体訴訟を補完する制度として機能すべく位置づけられており、両者の結びつきを意識した検討・分析が必要となる。

以下では、右のような問題意識の下に参事官草案が規定する情報アクセス権を概観していくことにするが、その際、行政による環境情報の伝達 (Übermittlung) につき、「消極的」 (passiv) 情報伝達と「積極的」 (aktiv) 情報伝達とに分けて考察を加えていきたい。このような方法をとることによって、環境情報の獲得や提供をめぐる市民と行政との関わり、および環境保全のための諸制度における両者の役割、さらには、環境保全に果たす情報の役割・機能が、より明確になりうると考えられるからである。⁽⁶⁵⁾但し、以下では、紙幅の都合上、本稿の直接的な考察対象である団体訴訟制度との関わりでのみ検討を加えることとする。なお、ここで「消極的情報伝達」とは、市民・団体による情報アクセス権の主張を契機として環境情報を提供するところの、いわば行政の情報提供義務に基づく情報伝達をいい、「積極的情報伝達」とは、市民等のアクセス権行使とは直接には結びつかずに、行政自らの意思および判断によつて市民、団体に情報を提供する場合をいう。

2 消極的情報伝達と積極的情報伝達

(a) 消極的情報伝達

(1) 一九九八年の委員会草案では、環境情報の提供・伝達についても一括して規律すべく、いくつかの規定が用意されていた。⁽⁶⁶⁾その規定内容からすれば、おそらくは、現在の環境情報法をも環境法典に取り込むべく構想されていたものと思われる。これに対して、参事官草案では、むしろ環境情報法の存在を前提に、連邦および州の環境情報法の規定を積極的に参照 (Verweis) すべしとする構成および規定内容となつていて⁽⁶⁷⁾すなわち、そこでは、これまで各々の環境情報法において独自に規定され発展してきた情報提供制度について、それを利害関係人に対して保障するにとどまらず⁽⁶⁸⁾、ひろく一般市民等の情報アクセス権を承認するという形で一元化し、その主張を契機とした行政庁の情報提供義務として捉えるべく参照規定が置かれているからである。

ところで、既存の環境情報法制におけるアクセス権を参照する規定は、環境親和性審査義務の範囲を確定する環境親和性審査法⁽⁷³⁾二条、公衆の閲覧に関する同九条一項二号、戦略的環境親和性審査義務の範囲を確定する同一四条二項一号、戦略的環境親和性審査に付随する行政庁の監督を定める同一四四条四項などにも、その例がみられる。この点、たとえば、申請および認可の際に必要とされる資料の公開 (*öffentliche Auslegung*) につき規定する参考官草案第一編九五条一項でも、起業案の公示後に新たに別の重要な情報が発生した場合、連邦および州の環境情報法に基づく環境情報へのアクセス権を市民に対して認める規定を置いているが、これなどは環境親和性審査法九条一項および連邦インミッショナント防止法一〇条三項の規定内容および方法をほぼそのまま受け継いだものとなっている。これらは、環境情報については各々の環境情報法に集約されているという認識を表すと同時に、環境以外の分野も含めた情報アクセス権の保障が、情報自由法を頂点とした法制度によってほぼ完成の域に達しているという状況、したがつてまた、情報アクセス権をめぐるドイツにおける議論の成果を示すものとして、興味深い。戦略的環境親和性審査義務の範囲の確定に関する第一編八条、戦略的環境親和性審査に付随する行政庁の監督に関する一七条四項、環境親和性審査義務の範囲の確定に関する八二条一項、公衆の閲覧に関する九五条一項などが環境親和性審査法の関連規定を引き継いでいることも、同様に理解しうる。

(2) 右にみてきたように、参考官草案は、これまで連邦および州の環境情報法において制度的に確固たるものとして保障されてきた公衆のアクセス権に照準を合わせることによって、それらの法律と同様に、利害關係人だけではなく、市民および団体による環境情報へのアクセス権行使を容易にさせる制度設計を目指しているといふ。⁽⁷⁴⁾ これとの関連では、市民等による情報アクセス権に基づく主張を契機とした情報提供、すなわち「消極的情報伝達」を制度上明確にすることを通して、環境情報のより一層の開示、換言すれば、環境法分野における国家の機密保持体質 (Administrationstraktion) を除去することも期待されているといふ指摘もある。⁽⁷⁴⁾

(b) 積極的情報伝達

(1) 右に述べてきた「消極的情報伝達」は、市民等の情報アクセス権を前提とした行政の情報提供義務に基づく情報伝達であり、それは、いわば伝統的なドイツの行政手続法制の枠内⁽⁷⁵⁾で市民等の権利利益を保障しようとするものであるが、今日の環境問題の現実を考えると、それだけでは決して十分とはいえない。むしろ、行政自らが積極的に危険物等に関する情報を開示し、市民等の自主的な対応を促したりすることも要請されている。⁽⁷⁶⁾ すなわち、市民等の情報アクセス権の行使を直接前提とはせず、行政が自らの意思および判断によって市民や団体に情報を提供する、いわゆる「積極的情報伝達」の必要性である。

積極的情報伝達については、すでにいくつかの法令において明文の規定が置かれており、たとえば、環境への放射能の影響にかかる環境・自然保護・原子力大臣の連邦議会への報告義務を規定する放射線命令五条二項、環境統計法一六条および、同大臣に対する四年ごとの連邦全土にわたる環境状況の報告書の公表義務を規定する連邦環境情報法一一条および環境庁設置法二条一項二号などが、その例である。これらの義務と共に、連邦環境情報法一〇条では、

大臣、上級官庁そして地方公共団体は、自らが保有する情報を、隨時、公衆に提供する旨の規定も置かれており、提供義務ある情報以外にも有益な情報が市民等に提供されるべきことが定められている。

(2) このような行政による積極的情報伝達の規定は参事官草案においてもそのまま受け継がれているが、参事官草案第一編八七条一項五号では、それとどまらず、行政が起業案の立案者に対して申請の助言 (Antragsberatung) を行う際に、公衆との対話手段 (Dialogverfahren) を主導することもできるとしているが、行政による積極的情報伝達がいわば紛争の事前防止や回避を目的とした制度であるという理解を前提にすると、この種の規定を新たに設けた点は注目に値する。この規定は、従来からなされたきた実務上の慣行をとり入れたものであるが、その狙いとするところが、行政による助言を通して起業案の立案者および利害関係者が互いに協議できる機会を設け、相互の合意形成がなされ、潜在的な紛争を事前に回避することにあるとすれば、それはまさしく積極的情報伝達とその目的において共通するところがあり、両制度の積極的運用による効果が期待されよう。

さらに、要認可施設事業者に対する情報提供義務もまた、第一編で引き継がれている。⁽⁸⁴⁾ そこでは、所轄行政庁は、右に述べた申請の助言を超えて、起業案立案者の申請資料の準備にとって有用な情報を提供できるとされているが、これによって、起業案立案者が申請に必要な情報を容易に入手しうることはもちろん、申請資料の作成の際に要する調査費用の削減にもつながるものとの期待がある。⁽⁸⁵⁾ 情報の提供が企業経営それ自体にも有用であることを示す例として、興味深い。

(3) 他方で、たとえば、連邦インミッショナント防止法二七条⁽⁸⁶⁾における要認可施設の事業者に課されている四年ごとのエミッショナント報告書の提出義務について、第一編一二七条三項では、事業者に対して報告書の提出を命じるかどうかを所轄行政庁の自由裁量へと変更している。従来、行政による情報提供義務の議論は、それを施設操業者の情報提供義務と結びつけ、事業者側に定期的な報告書の作成義務を課し、それを通して行政が必要な情報を獲得しうるという

団体訴訟の新たな傾向 ードイツ環境法典参事官草案を素材にして一 (小岸 久仁男)

前提のもとに、市民等への積極的な情報提供・伝達が可能となるとされてきた。しかし、今回の草案によれば、行政による裁量権が適正に行使され、必要な企業情報を行政が現実に獲得しうるということであれば問題はないが、そうでなければ、これまで定期的かつ確実に獲得できていた企業情報を行政が獲得できないということにもなりかねない。このような変更にいかなる意図があるのか、必ずしも明らかではないが、行政の裁量権が適正に行使されない場合には、市民等は、行政に対する情報アクセス権の行使に際して、同時に、裁量権の適正な行使による企業情報の獲得をも請求することになるであろうから、結局は、市民等によるアクセス権が行使されなければ環境情報は開示されない可能性を示唆しており、行政による積極的情報伝達は、市民のアクセス請求に依存せざるをえない状況ともなる。⁽⁸⁷⁾ しかしながら、ブルー・エンジェル (Blauer Engel) といつた製品に対するラベル表示義務 (Kunstzeichnungspflicht) 制度に現れているように、行政による積極的情報伝達の有用性を勘案するとき、あるいはまた、積極的情報伝達の一形態としての環境監査などの制度が確立され、かなりの程度の機能を果たしているという状況に鑑みると、参事官草案にみられるこのような改正の方向がそのまま受け入れられるのかどうか、疑問なしとしない。

ただ、前述のように、参事官草案が、全体としての権利保護制度の中に団体訴訟制度や情報アクセス権等を整合的に位置づけようとしている点を併せ考慮するとき、安易な評価は避けなければならない。それゆえ、逆に、これまで形成もしくは制度化してきた積極的情報伝達に関わる諸制度を、参事官草案がどのように位置づけようとしていたのか、あるいはまた、これから議論においてそれがどのように位置づけられていくのか、注意深く見守る必要がある。

三 権利保護制度としての公衆参加

1 公衆参加制度の現状

(1) ドイツにおいては、ECのUVP指令、IVU指令、さらには戦略的環境審査指令⁽⁴⁷⁾や公衆参加指令によつて、当該環境市民が環境関連の行政手続に関与するための制度創設が求められ、それらに基づく国内法の整備が徐々に行われつつあるが⁽⁴⁸⁾、そのうち、既に、インミッション防止法⁽⁴⁹⁾、原子力法⁽⁵⁰⁾、そして循環経済・廃棄物法⁽⁵¹⁾においては、起業案作成段階での公衆参加が保障されるに至つてゐる。

ところで、右のように、公衆参加については、各環境法令で独立した形で規定されていることもあつて、当該環境法規の中で、そして当該制度との関連でのみ議論されることが多いが、各々の公衆参加の目標自体は必ずしも相違しているわけではない。すなわち、公衆参加は、それを一般的な形で表現するならば、行政側からは、行政の決定基盤や決定自体を最適化するために公衆による意見表明や情報提供の機会を保障する制度として位置づけられるであろうし、他方で、公衆側からは、意見表明の権利行使することによって、行政の決定手続が透明となり、行政の統制に貢献しうる制度として理解されうるからである⁽⁵²⁾。公衆参加のこのような意義は、右の各EC指令においても明確に表現されており、そこでは、公衆の参加を通して、環境行政における決定の手続や内容を適正なものにし、同時に、環境的利害に関する公衆の意識改善を図ることによつて、公衆の権利利益の保護に資するための制度としての位置づけがなされている。

もつとも、ここではそれら全てに言及する余裕はないため、以下では、さしあたり、参事官草案における公衆参加と团体訴訟との関係を考察するのに必要な限りにおいて、まずは公衆参加制度の現状を紹介し、それを踏まえたうえで、参事官草案における公衆参加制度に言及するにとどめたい。

(2) ところで、公衆参加の必要性・重要性が叫ばれ、その導入が促されている一方で、ここ十数年来のドイツ法の状況をみると、至るところで「規制緩和」(Deregulierung) や「手続期間の短縮」(Reduzierung der Verfahrensdauer) といった常套句が登場し、その実現に向けた制度的整備も図られつつある。もちろん、それ自体に異を唱えるものでは

決してないが、それを公衆参加との関連でみたとき、それらが公衆参加の縮減を目論んだものとして主張されている場合があることには注意が必要である。⁽⁵³⁾

すなわち、産業施設やインフラ整備の起業案認可に際しては、その手続がしばしば長期化することがあるが、公衆参加制度がその原因になつていると指摘されることがある⁽⁵⁴⁾。そのようなこともあるて、近年の傾向として、たとえば、連邦幹線道路、連邦水路、鉄道建設、リニアモーターカー、配管、送電線といったインフラ整備に關わる起業案の認可に対する意見表明手続についていうならば、たとえ正規の手続をもつて、かつ正規の期間内に意見表明がなされた場合であつても、それを討議(Diskussion) するかどうかの判断を行政の裁量に委ねるなど、公衆参加を実質的に制限している場合もある⁽⁵⁵⁾。たとえば、インフラ整備計画化手続促進法は、連邦幹線道路法に基づく起業案に際して手続を簡略化できると規定している。さらに、環境親和性審査法九条一項三号では、環境親和性審査義務のある起業案の内容が変更された場合であつても、変更に伴う、もしくはその他重大な環境影響の恐れがなく、そして新しい異議が提起される見込みもなく、あるいは参加人全てが口頭による討議を放棄した限りで、行政の判断で公衆への再度の聴聞を見合わせができるとされている。この規定も、手続の迅速化のために、討議期間内に討議を完了させることが行政に求める規定であると理解しうる。

2 参事官草案における公衆参加制度

(1) 以上のようなドイツが直面している公衆参加の強化と縮減という相対立する議論の中にあつて、参事官草案が、いかなる立場をとっているのかが注目される。以下では、起業案に対する異議申立てとの関連で、公衆参加の一形態としての意見表明権の内容をみていくたい。

(2) まず、第一編に規定する環境親和性審査および戦略的環境審査の手続については、これまで各法律に散在して

いた各々の計画確定手続における公衆参加手続を統合化した同九四条から一〇一条までの規定が適用される。⁽⁹⁷⁾ これによると、これらの手続は、起業案立案者による申請の出願を契機に開始されるが、申請自体が適切であると認められると、まず初めに申請に対する助言 (Antragsberatung) が行われ、次いで、環境親和性審査の調査範囲が確定される。⁽⁹⁸⁾ そして、これらに対して意見が表明されない場合には、決定手順、担当部署およびその日時が省庁の刊行物、日刊新聞、およびインターネットなどで公表され⁽⁹⁹⁾、申請書類を一ヶ月間縦覧に供されるが、公衆は、縦覧開始後二ヶ月間異議申立権限を有するとしている。

(3) ところで、起業案に対する異議は、期間内に申し立てられないと排除されるが、期間内に申立てがなされた場合には、その後、討議期日の公示がなされ⁽¹⁰⁰⁾、申し立てられた異議内容に沿って討議されなければならない。⁽¹⁰¹⁾ もつとも、ここで注目すべきは、期間内に申し立てられた異議の範囲内であれば、意見表明をした者かどうかにかかわりなく、万人が当該討議に関与することができるとしている点である。しかし、他方で、認可庁が討議内容に関わりなく決定することを意見表明者全員に通知し、かつ、当該通知の到達後、これに対する異議が二週間以内になされなかつた場合、討議を例外的に行わないこともできる。⁽¹⁰²⁾ 意見表明権につきこのような制限が設けられたのは、計画確定手続に柔軟性をもたらすためであるとの説明がなされている。すなわち、市民等の生活に必要不可欠なインフラ整備などについて迅速になされることが必要であるという政治的意向を汲んでいるからである。さらに、同五一条三項で規定されている廃棄物処理場、配管そして人工貯水池および河川整備・防波堤整備・ダムの整備などに対する統合的起業案認可についても、同五二条一項でさしあたりは公衆参加手続を経るものとされてはいるが、当該施設の認可手続が行政手続の簡素化をも認める規定である場合には、公衆参加を認める必要はないとしている。⁽¹⁰³⁾

(4) 結局のところ、参考官草案は、意見表明者と起業案立案者が討議する機会の確保に主眼を置いている。⁽¹⁰⁴⁾ いうのも、討議は、対立する利益の均衡ないし問題の解決策を見つけ易くし、これらを通じて、後の認可決定の受容や透

明性の促進が期待されているからである。⁽¹⁰⁵⁾ その際、討議期間の遵守も前提としている点にも、注意が必要である。このことから、参考官草案は、近年の公衆参加の強化と縮減といった見解の双方を尊重したものといえるが、参考官草案においては、公衆参加制度を他の権利保護制度と無関係に独立した形で承認することを意図しているわけではなく、全体としての権利保護制度の一部として、具体的には、前述の情報アクセス権の場合と同じように、後に提起される団体訴訟との結びつきを意識しつつ、行政手続における公衆参加制度を団体訴訟を補完する制度として位置づけていふからに他ならない。それゆえ、部分的には、公衆参加制度の縮減とみえる部分もないではないが、その点は手続の迅速化もしくは規制緩和の要請に基づくものであり、後の団体訴訟などの裁判による権利保護制度まで含めて捉えた場合には、決して権利利益の保護に欠けるところはない。むしろ、前述の団体の出訴資格をはじめとする団体訴訟の訴訟要件を従来よりも大幅に緩和していることまで併せ考へるならば、救済の範囲および内容は拡大しているともいえよう。公衆参加に対する強化と縮減の要求に対し、このような形で調和点を見いだしたとの意義を、われわれとしても十分に検討しなければならない。

おわりに

(1) 以上、本稿では、参考官草案における二種類の団体訴訟制度を紹介してきたが、団体訴訟をそれ自体として制度化しているだけではなく、権利保護制度全体の中で位置づけるべく、情報アクセス権や公衆参加制度との関連において制度化されていることが明らかとなつた。

団体訴訟制度は、従来、協働権の行使との結びつきを強調することによって、行政訴訟制度における例外としてではなく、その体系の中に整合的に位置づけるべく、情報アクセス権や公衆参加制度との関連において制度化されている。

護法などにおける試みとは格段の違いがある。この点に関して、今後どのような議論が展開されるのか、注目したい。また、環境・権利救済法および第一編の団体訴訟は、それ自体のみに着目するならば、連邦自然保護法および第三編の団体訴訟よりも権利救済の範囲が狭いが、この点についても、右のような視点からの理解が求められるのである。

(2) 他方で、参事官草案では、団体訴訟を情報アクセス権や公衆参加といった権利保護制度と結びつけること¹⁷⁾。これまでとは異なる新たな展開を示しつつある。つまり、そこには、情報アクセス権、公衆参加、そして団体訴訟を用いて環境行政の欠陥を改善しようとする今日のドイツ行政法および環境法の今後の方向性を垣間見ることができない。それゆえ、権利保護制度全体の中で位置づけられた団体訴訟制度は、もはや自然保護法の分野における特徴的な制度の枠を越えたともいえなくもない。これを顕著に示すと思われるのが、ドイツ環境法の分野で独自に展開してきた協働権や団体訴訟制度について、それを一般行政手続法および行政裁判所法などの一般行政法へ導入すべきであるとの主張が登場している¹⁸⁾ことである。今後の推移を見守りたい。

(1) 参事官草案は、「ドイツ連邦環境・自然保護・原子力者のホームページ」(<http://www.bmu.de/umweltgesetzbuch/downloads/doc/40448.php>)に、その理由書(「Begründung」)とともに公表されている。なお、同草案の公表以前、イハーターネットによる意見公募が行われ、110〇八年二月四日には同草案は改訂されているが、本稿における検討は改訂版に基づいている。

(2) 教授草案に至るまでの経緯については、藤田南端「ドイツ環境法典草案について」、自治研究六八卷一〇号（一九九一）三頁以下。¹⁹⁾ ヒヤエル・クレップラー（神橋一通訳）「ドイツ環境法の法典化について」、金沢法学三九卷一号（一九九六）1111頁以下で紹介されてくる。

(3) M. Kloepper/E. Rehbinder/E. Schmidt-Albrecht/P. Kunig, Umweltgesetzbuch: Allgemeiner Teil, Berichte 750 des Umweltbundesamtes, 2. Aufl., 1991.

(4) H.D. Jaruss/M. Kloepper/P. Kunig/H.-J. Papier/E.-J. Peine/E. Rehbinder/J.

Schzwedel/E. Schmidt-Albrecht, Umweltgesetzbuch: Besonderer Teil(UGB-BT), Berichten 494 des Umweltbundesamtes, 1994.

- (26) 達邦自然保護法においては、一〇〇一年の改正によって排除効が導入されるが、それ以前の既存の方法論等の問題点を解決する排除効の議論を紹介するものとして、山田洋「参加手続と排除効—西ドイツ行政手続における Praktikation—」西南学院大学法學論集一九卷四号（一九八七）五三頁以下がある。

(27) ドイツにおいては、一〇〇一年に初めて連邦レヴェルで団体訴訟が導入されるが、それ以前の各州の団体訴訟制度の動向を紹介・分析するものとして、伊藤誠「西ドイツ連邦共和国における環境保護と団体訴訟（一・二）—『紛争管理権』の比較法的研究・その二—」民商法論誌八三巻二号（一九八〇）一八九頁以下、同八三巻三号（一九八〇）三六七頁以下、宮崎良夫「行政訴訟における団体の原告資格—西ドイツの判例、学説および立法の展開—」社会科學研究三三巻三号（一九八一）一頁以下、木藤伸一郎「公法上の団体訴訟—西ドイツにおける団体訴訟の展開—」立命館法學一七三号（一九八四）六六頁以下、同「環境行政訴訟における団体の原告資格—西ドイツにおける展開の一考察—」立命館法學一八二号（一九八五）四八二頁以下、同「団体訴訟の可能性」京都学園法学会三〇三号（一九八〇）六五頁以下、土田伸也「西ドイツ環境法における団体訴訟の近年の動向（一・二）」比較法誌三五卷一号（一〇〇一）一〇五頁、同三五巻二号（一〇〇一）八九頁以下参照。また、近年のドイツの団体訴訟制度を分析するものとして、大久保規子「西ドイツにおける環境団体訴訟の強化—一〇〇一年連邦自然保護法改正を中心として—」季刊行政管理研究一〇五号（一〇〇四）三頁、同「環境団体訴訟の新動向—EJF法の発展」とドイツの実態（特集）世界の環境問題と環境政策の新動向—環境と公害三四巻四号（一〇〇五）一一頁、大藤直「論点講座 環境法の新展開 第九回 環境権（一）」法学期（一九四号（一〇〇五））一一頁以下参照。

(28) 一九七〇年代のドイツにおける団体訴訟をめぐる議論、とりわけ、団体訴訟制度創設の際に議論の中心であった協働権の存否・承認の問題については、小澤・前掲註（19）六五頁以下。

(29) 環境・権利救済法が制定された背景については、vgl. C. Schrader, Neue Entwicklungen in der Verbandsantrittswirkung und Verbandsklagen, S. 205ff., S. 206f. まだ、大久保・前掲註（21）阪大法学五七巻（一〇〇二年）にも紹介されている。

(30) UGB I (Fußn. 7), S. 170ff.

(31) § 3 Abs. 1 Nr. 4 UmwRGG.

(32) など、本文で述べたように、自然保護の目的を促進する「承認団体」でなければ、第三種許定の意見表明権や記録閲覧権などを行使する上に立つておらぬ（第二編第五条一項）。

(33) § 5 Abs. 1 Nr. 9 Körperschaftsteuergesetz (KStG), i. d. F. d. Bek. vom 15. Oktober 2002, BGBl. I S. 4144 なお、同条によるとUJF は、「半ば他の古圖」である「新古圖」ではなく、「再び前にある古圖」である。即ち、承認は「古圖」によるものであって、新古圖は、原則的に税金のためには設立された法人または団体について法人税が免除される規定してある。

(34) Vgl. Radespial (Fußn. 13), S. 84.

(35) Vgl. Schlaake (Fußn. 11), S. 121.

(36) Vgl. BT-Drs. 14463/78, S. 59.

(37) 第二編二十六章二四〇二J「既設地域の計画準備」として、連邦幹線道路法 (Bundesfernstraßen Gesetz - FStrG) 一六条および連邦水路法 (Bundeswasserstraßen Gesetz - WStrG) 一三条に規定する古圖「Karte des Deutschen Reichs」(KdDR) 「Karte des Deutschen Reichs」(KdDR) が、「半ば他の古圖」である「新古圖」ではなく、「再び前にある古圖」である。即ち、承認は「古圖」によるものであって、新古圖は、原則的に税金のためには設立された法人または団体について法人税が免除される規定してある。

Vgl. dazu Begründung zum Entwurf des Dritten Buches Umweltgesetzbuch „Naturschutz und Landschaftspflege“ (UGB III), S. 82.

(38) Richtlinie 92/43/EGW des Rates vom 21. Mai 1992 zur Erhaltung der natürlichen Lebensräume sowie der wildlebenden Tiere und Pflanzen, ABl. L 206 vom 22. Juli 1992, S. 7.

(39) Richtlinie 79/409/EEG des Rates vom 2. April 1979 über die Erhaltung der wildlebenden Vogelarten, ABl. L 103 vom 25. April 1979, S. 1. 本件鳥類保護指令といつては、佐藤重子「世界の野生生物保護（一九七九年四月一日の理事会指令（79/409/EEC）等（特集：世界各國の環境関連法制に係る邦説調査）」季刊環境研究一〇八号（一九九八）一一八頁以下を参照。

(40) 且乗は、さわゆる「ナチュラ」（Natura 2000）(NATURA 2000) と呼ばれる生態系保護のための特別保護地域 (besonderes Schutzgebiete) に関する規定である。なお、EJFは実施されても自然保護政策については、即ち、「EJF自然保護政策」とナチュラ（Natura 2000）=生態系保護指令の実施過程におけるEJFの立場、ハベー（Haber）=北海道大学出版会（一〇〇六年）一一一頁以下を参照。

(41) 一〇〇一年の改正連邦自然保護法において地区詳細計画が導入されなかつた点を批判するものとして、Radespial (Fußn. 13), S. 93.

(42) Vgl. BT-Drs. 14463/78, S. 61.

(43) UGB I (Fußn. 7), S. 168ff.

(44) Vgl. Schlaake (Fußn. 11), S. 125ff.

(45) Vgl. R. Alleweldt (Fußn. 14), S. 62ff.

(46) § 85-85 UGB-Bef. 111P「争い結果を教えるのが「複数の組織等」(kumulierende Vorhaben) である。」には、近距離にある複数の組織等が多數の争いをして同じ結果を得る場合にこの規則が適用される。

(47) § 45 Verwaltungsverfahrensgesetz (VwVfG), i. d. F. d. Bek. vom 23. Januar 2003, BGBl. I S. 102, das zuletzt geändert durch Artikel 10 des Gesetzes vom 17. Dezember 2008, BGBl. I S. 2586. なお、且乗は「(注)改手続法 因果性による累効とされなま行成

ついで、伝統的な公正性・透明性の要請とは異なる「情報」の役割・機能を探るところに、「情報法としての環境法」に共通する法的論理・内容を明らかにして、むしろは、環境保全のための各種の新たな手法との関わりや「情報を用ひた（環境）行政」の意義を、伝統的な規制的手法との対比で分析していく。参考になる、本稿の以下の記述も同論文に負うところが大きい。

- (69) § 217H UGB-KomE, vgl. UGB-KomE (Fußn. 6), S. 815.
- (70) Vgl. Schlaeke (Fußn. 11), S. 110f. など、本文で脚注した以外にも、第一編一一七条は環境情報法の規定を参照しており、そちらでは有害な環境影響が想起される指標の測定 (Measuring) によって生じた情報の公開について規定する。
- (71) たゞ云々。エイジの伝統的な行政法では、行政手続きの開示者 (Beteiligter) である、即ち法的利益を主張もしくは防衛するため必要がある場合に限り、当該行政手続きは開示する文書を閲覧するにかかると規定しておた。(一般行政手続き) [九条一項]。
- (72) Gesetz über Umweltverträglichkeitsprüfung (UVEG), i. d. F. d. Bek. vom 25. Juni 2005, BGBl. I S. 1757, das zuletzt durch Artikel 7 des Gesetzes vom 22. Dezember 2008, BGBl. I S. 2986. 環境親和性審査法の関係規定については、高橋信謙「環境アセスメントの法的構造—エイジ環境親和性審査法を素材として—」熊本大学教育学部紀要四(号)(一九九〇)一三頁以下・勢一智子「行政計画のカーネル化の法構造—エイジ環境親和性審査法を素材として—」西南学院大学法学論集三八卷(号)(一〇〇五)一〇四頁。
- (73) UGBI (Fußn. 7), S. 296. いまだ40頁。トクセス権の行使を容易にやすぐ。無料で情報提供が行われてよいことを争はてること。
- (74) Vgl. S. Augsburg, Der Staat als Informationsmittler, NVBL 2007, S. 733ff., S. 739.
- (75) 環事官草案における適切な情報提供制度の問題点については、vgl. Schlaeke (Fußn. 11), S. 113.
- (76) 本稿との関係で云うならば、エイジの一般行政手続き法七二条一項は文書閲覧を認めるかどうかは行政庁の自由裁量に属するものとのれしれたい」とが争はれてゐる。
- (77) 高橋信謙「環境審査の『新たな』手続の展開」『アコニベム世界』(新世紀の風雲) 環境問題の行方』有斐閣(一九九九)四八頁以降参照。
- (78) § 5 Abs. 2 Gesetz zum vorzuhaltenden Schutz der Bevölkerung gegen Strahlenebelastung (Strahlenschutzhaltvorsorgegesetz - StrVG) vom 19. Dezember 1956, BGBl. I S. 2610, zuletzt geändert durch Artikel 1 des Gesetzes vom 8. April 2008, BGBl. I S. 686.
- (79) § 16 Umweltstatistikgesetz (UStatG) vom 16. August 2005, BGBl. I S. 2446. 既學ノレル。所轄官庁は「環境統計法に基いて取扱・分析・評価した情報の正確性が認められる。環境統計法(ノレル)」既・前掲註(72)九頁以下参照。
- (80) § 2 Abs. 1 Nr. 2 Gesetz über die Errichtung eines Umweltbundesamtes vom 22. Juli 1974, BGBl. I S. 1505.
- (81) UGB I (Fußn. 7), S. 243.
-
- (82) 「ルルルは、連邦マツルハナハナハラテ忠誠九連江: Verordnung zur Änderung der Neunten Verordnung zur Durchführung des Bundes-Immissionschutzgesetzes, vom 20. März 1992, BGBl. I S. 100(1)」一三條一項では、環境親和性審査義務を必要とする行政上之事務の権限提供範囲を規定してあるが、參事官指揮上四二条は七八條以下に繋がれた。
- (83) UGB I (Fußn. 7), S. 241f.
- (84) § 27 BlmSchG. 〔ノレルハノ〕、報告書については、既・前掲註(72)五二頁以上参照。
- (85) Vgl. Schlaeke (Fußn. 11), S. 114.
- (86) 既・前掲註(72)一四頁以下参照。なお、環境監査(ノレル)は、高橋信謙「環境監査の構造と理論的観察」(一)――エイジ環境監査法の開拓とノレル――立教法学四四章(一九九八)一頁以下。前掲・前掲註(72)五一頁以上参照。
- (87) Richtlinie 2001/42/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 27. Juni 2001 über die Prüfung der Umweltauswirkungen bestimmter Pläne und Programme, ABl. L 197 vom 21. Juli 2001, S. 30. 戦略的環境審査指針(ノレル)。海老沢俊輔「特定の計画等による環境の環境影響審査に関する(一〇〇一年六月二十七日)歐州共同体議会および閣僚理事会指令」名城ロースクール・ニュース(一)第(一〇〇四)一九〇頁以下参照。
- (88) 本件下指摘した(ノレル)、エイジでは、近年、既に指令を受けて各環境法年の公衆参加規定(ノレル)が改正作業が行われてゐるが、エイジ国内における公衆参加権範囲の直接的な実現(ノレル)たるが、これより「公衆参画地」(Gauetz)の開設が行われてゐるが、エイジ開設地の環境影響審査に關する(一〇〇一年六月二十七日)歐州共同体議会および閣僚理事会指令」名城ロースクール・ニュース(一)第(一〇〇四)一九〇頁以下参照。
- (89) 本件下指摘した(ノレル)、エイジでは、近年、既に指令を受けて各環境法年の公衆参加規定(ノレル)が改正作業が行われてゐるが、エイジ国内における公衆参加権範囲の直接的な実現(ノレル)たるが、これより「公衆参画地」(Gauetz)の開設が行われてゐるが、エイジ開設地の環境影響審査に關する(一〇〇一年六月二十七日)歐州共同体議会および閣僚理事会指令」名城ロースクール・ニュース(一)第(一〇〇四)一九〇頁以下参照。
- (90) M. Schmidt-Preuß, Gegenwart und Zukunft des Verfahrensrechts, NVwZ 2005, S. 489ff.
- (91) Vgl. § 6 Gesetz über die friedliche Verwendung der Kernenergie und den Schutz gegen ihre Gefahren (Atomgesetz - AtG), i. d. F. d. Bek. vom 15. Juli 1955, BGBl. I S. 1555, zuletzt geändert durch Artikel 1 des Gesetzes vom 17. März 2009, BGBl. I S. 556.
- (92) Vgl. Schlaeke (Fußn. 11), S. 117f.
- (93) Vgl. BT-Drs.14/8792 (Umweltgutachten 2002 des Rates von Sachverständigen für Umweltfragen vom 15. April 2002), S. 25.
- (94) エネルギー・エイジの行政手続き促進化傾向を分析するも(ノレル)、田中洋「行政手続き促進化の裏面――エマラムの出手総括の結果をめぐる」

一）『ドイツ環境行政法と裁判』恒山社（一九九八）一九一頁以下、山崎由「ドイツにおける道路行政と道路建設プロセス」ノフテルハス五八卷十一号（二〇〇八）九三頁以下参照。

（96）Gesetz zur Beschleunigung von Planungsverfahren für Infrastrukturplanungsbeschleunigungsgesetz (InfraStrPlanVBeschlG), vom 9. Dezember 2006, BGBl. I S. 2833.

（97）Vgl. Schlaeke (Fußn. 11), S. 118f.

（98）§§ 87-88 UGB I -Reff.

（99）§ 94 Abs. 1 UGB I -Reff.

（100）§ 96 UGB I -Reff.

（101）§ 98 UGB I -Reff.

（102）§ 99 Abs. 1 UGB I -Reff.

（103）§ 97 Abs. 2 Nr. 4 UGB I -Reff.

UGB I - (Fußn. 7), S. 263f.

（104）Vgl. Schlaeke (Fußn. 11), S. 119.

（105）Vgl. Schlaeke (Fußn. 11), S. 266f.

（106）UGB I (Fußn. 7), S. 266f.

（107）§ 112 II 4^a vgl. Schlaeke (Fußn. 11), S. 134f.

〔附記〕本稿脱稿後の二〇〇九年七月二十九日に、連邦自然保護・景観保全法の改正案が公示された (BGBl. I S. 2542)⁴⁰。同法における团体訴訟制度規定については、今後の研究課題とした。